

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 武蔵嵐山停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡嵐山町大字菅谷字東側一三五番一七地先から同郡同町大字菅谷字東側一三四番一三地先まで	比企郡嵐山町大字菅谷字東側一三五番二五地先から同郡同町大字菅谷字東側一三四番一三地先まで	区 間
八・七九〇・一〇・四三	八・七九〇・八・九六	敷地の幅員 (メートル)
一七四・〇〇	二〇七・〇〇	延長 (メートル)
道路法第二十四条に基づく承認工事による。 なお、旧の一部は嵐山町道として引き継ぐ。		備考